

辰野町ゼロカーボン推進補助金 申請の手引き

令和8年4月
辰野町

お問い合わせ先
・辰野町役場 総務課ゼロカーボン推進室

電話:0266-41-1111

E-mail:soumu@town.tatsuno.lg.jp

【申請の流れ】

施工期間等に十分に注意のうえ、下記の流れに沿って申請を進めてください。

(1) 交付申請

交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、必要な書類を添付し、申請してください。

(2) 交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、町から「交付決定通知書」を送付します。

(3) 実績報告・交付請求

施工・購入完了後、または必要書類が揃ってから1か月以内に、実績報告書（様式第4号）・交付請求書（様式第5号）へ必要事項を記載の上、必要な書類を添付し、ご提出ください。

(4) 補助金振込

実績報告後、1ヶ月程度で補助金が振り込まれます。合わせて、町から「交付額確定通知書」を送付します。

【申請書類提出方法】

(1) 紙による申請

総務課窓口へ交付申請書および添付書類を持参していただくか、下記送付先まで郵送してください。

受付場所 辰野町役場2階 総務課

受付時間 8:30～17:15(土日祝日及び年末年始を除く)

送付先(郵送の場合)

〒399-0493

長野県上伊那郡辰野町中央1番地

辰野町役場 総務課 ゼロカーボン推進室

(2) オンライン申請(24時間受付可)

「ながの電子申請サービス」(以下のURLまたはQRコード)にアクセスしていただき、必要事項を入力の上、添付書類と併せて申請してください。

QRコード



交付申請



実績報告



交付請求

URL

交付申請 https://apply.e-tumo.jp/town-tatsuno-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50959

実績報告 https://apply.e-tumo.jp/town-tatsuno-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44710

交付請求 https://apply.e-tumo.jp/town-tatsuno-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44267

目次	…0
1 <u>太陽光発電設備(住宅用)</u>	…1
2 <u>定置型蓄電設備(住宅用)</u>	…2
3 <u>LED照明設備(住宅・事業所用)</u>	…3
4 <u>LED照明設備(集会施設・避難所用)</u>	…4
5 <u>エアコン(住宅用)</u>	…5
6 <u>高効率給湯設備(住宅用)</u>	…6

1 太陽光発電設備(住宅)	
内容	住宅への太陽光発電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 実績報告書を提出する時点において町内に住所を有すること。 (3) 申請者及び申請者の同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。 (4) 辰野町暴力団排除条例(平成24年辰野町条例第29号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
交付要件	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備等を設置させること。 (3) 補助対象設備等を設置する住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。 (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満のものであること。 (5) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。 (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (7) 既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。
補助対象経費	
補助率等	2.5万円/kW(上限12.5万円) (太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の小数点第2位未満は切捨て)に1kW当たり補助額を乗じた額。) 千円未満は切り捨て
添付書類 (申請時)	(1) 設置する住宅の位置図 (2) 設置費用及びその内訳が記載された見積書等の写し (3) 設置箇所を示す写真 (4) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (5) 既存設備の設置年月が確認できる書類(既存設備の更新の場合) (6) 委任状(様式第2号)(手続きを代理人に委任する場合)
添付書類 (実績報告時)	(1) 設置費用及びその内訳が記載された工事請負契約書等の写し (2) 設置費用の支払を確認できる書類 (3) 設置状況を示す写真 (4) 設置設備の保証書の写し (5) 売電申込が確認できる書類(余剰電力を売電する場合に限る。)

2 定置型蓄電設備(住宅)	
内容	住宅への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 実績報告書を提出する時点において町内に住所を有すること。 (3) 申請者及び申請者の同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。 (4) 辰野町暴力団排除条例(平成24年辰野町条例第29号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
交付要件	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備等を設置させること。 (3) 補助対象設備等を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。 (4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (5) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。
補助対象経費	
補助率等	1件 5万円
添付書類 (申請時)	(1) 設置する住宅の位置図 (2) 設置費用及びその内訳が記載された見積書等の写し (3) 設置箇所を示す写真 (4) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 (5) 既存設備の設置年月が確認できる書類(既存設備の更新の場合) (6) 委任状(様式第2号)(手続きを代理人に委任する場合)
添付書類 (実績報告時)	(1) 設置費用及びその内訳が記載された工事請負契約書等の写し (2) 設置費用の支払を確認できる書類 (3) 設置状況を示す写真 (4) 設置設備の保証書の写し

3 LED照明設備（住宅又は事業所等）	
内容	LED照明設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人もしくは事業者 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 実績報告書を提出する時点において町内に住所を有する個人又は事業所等を有する事業者であること。 (3) 町税等を滞納していないこと。ただし、個人の場合は、その属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。 (4) 辰野町暴力団排除条例（平成24年辰野町条例第29号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
交付要件	(1) 新たにLED照明を導入するもの、または使用している照明をLED照明に更新するもので、住宅、事業所等のいずれかに導入するものであること。 (2) 補助対象経費が15,000円以上であること。
補助対象経費	対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率等	補助対象経費の1/2（住宅：上限2万円 事業所等：上限5万円） 千円未満は切り捨て
添付書類 （申請時）	(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し (2) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）
添付書類 （実績報告時）	(1) 設置費用の支払を確認できる書類 (2) 設置状況を示す写真

4 LED照明設備（集会施設・避難所）	
内容	LED照明設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する地域自治団体 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 町内の地域自治団体であること。
交付要件	(1) 新たにLED照明を導入するもの、または使用している照明をLED照明に更新するもので、集会施設・避難所に導入するものであること。 (2) 補助対象経費が15,000円以上であること。
補助対象経費	対象製品の購入費用及び工事費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
補助率等	補助対象経費の1/2（上限25万円）千円未満は切り捨て
添付書類 (申請時)	(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し (2) 委任状(様式第2号)(手続きを代理人に委任する場合)
添付書類 (実績報告時)	(1) 設置費用の支払を確認できる書類 (2) 設置状況を示す写真

5 エアコン（住宅）	
内容	エアコンの設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 実績報告書を提出する時点において町内に住所を有すること。 (3) 申請者及び申請者の同一世帯全員が町税等を滞納していないこと (4) 辰野町暴力団排除条例（平成24年辰野町条例第29号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
交付要件	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 省エネ型製品情報サイト（資源エネルギー庁）に掲載された日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のものであること。 (3) 既存のエアコンからの買換えであること。
補助対象経費	対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率等	補助対象経費の1/2（住宅：上限2万円） 千円未満は切り捨て
添付書類 （申請時）	(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し (2) 対象製品の消費電力及び省エネ基準達成率が確認できるカタログ等の写し (3) 買換え前の製品の設置状況を示す写真 (4) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）
添付書類 （実績報告時）	(1) 設置費用の支払を確認できる書類の写し (2) 既存設備の買換えを確認できる家電リサイクル券等の写し (3) 未使用品であることが分かる保証書等の写し (4) 買換え後の設置状況を示す写真

6 高効率給湯設備（住宅）	
内容	高効率給湯設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	次のいずれにも該当する個人 (1) 令和8年1月1日以降に補助対象設備等の設置または購入に着手し、かつ、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できること。 (2) 実績報告書を提出する時点において町内に住所を有すること。 (3) 申請者及び申請者の同一世帯全員が町税等を滞納していないこと (4) 辰野町暴力団排除条例（平成24年辰野町条例第29号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
交付要件	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 次のいずれかを満たす製品であること。 ア ヒートポンプ式給湯器、ガス温水機器、石油温水機器 日本産業規格に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のものであること。 イ ハイブリッド式給湯器 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持つ機器であって、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格で、年間給湯効率が108%以上の製品であること。
補助対象経費	対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率等	補助対象経費の1/2（住宅：上限2万円） 千円未満は切り捨て
添付書類 （申請時）	(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し (2) 上記交付要件が確認できるカタログ等の写し (3) 委任状（様式第2号）（手続きを代理人に委任する場合）
添付書類 （実績報告時）	(1) 設置費用の支払を確認できる書類の写し (2) 未使用品であることが分かる保証書等の写し (3) 設置状況を示す写真